

別表第1（第3条、第4条、第7条関係）

（平30告示31・全改、平31告示70・令4告示74・令5告示74・一部改正）

種目	品目	対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	169,400円
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障がい1級又は療育手帳Aの者で、常時介護を要するもの（原則として3歳以上）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できるもの	5年	21,560円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級の者で、常時介護を要するもの（原則として学齢児以上）	尿が自動的に吸引され、障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	73,700円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者で、入浴時に介護を要するもの	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円

		(原則として3歳以上)			
体位変換器	下肢又は体幹機能障害が2級以上の者で、下着交換時に介護を要するもの(原則として学齢児以上)	介護者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年		16,500円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害が2級以上の者(原則として3歳以上)	介護者が障がい者を容易に移動できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年		159,000円
訓練いす	下肢又は体幹機能障害が2級以上の障がい児(原則として3歳以上)	原則として付属のテーブルをつけるもの	5年		33,100円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害が2級以上の者(原則として学齢児)	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもの	8年		159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具 下肢又は体幹機能に障がいのある者で、入浴時に介護を要するもの(原則として3歳以	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介護者	8年		99,000円

	上)	が容易に使用できるもの		
便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の者（原則として学齢児以上）	障がい者が容易に使用でき、手すりを付けることができるもの（取替えにあたり住宅改修を伴うものは除く。）	8年	便器：4,900円 手すり：5,400円
頭部保護帽	療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳2級以上で、てんかんの発作等がある者又は平衡機能、下肢若しくは体幹に障がいのある者で、頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年	A：15,200円 B：36,750円 レディメイドによる製品は、価格の80%
歩行補助つえ（一本杖）	平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいのある者又は療育手帳の交付を受け歩行が困難なもの	十分な強度を有するもの	3年	木材・ニス塗装：2,200円 軽金属・塗装なし：3,000円 夜光剤付410円、全面付1,200円増し 外装に白色又は

				黄色ラッカーを使用した場合260円増し
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能に障がいのある者で、家庭内の移動等において介護を必要とするもの（原則として3歳以上）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること（設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。） ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を備えたもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年	66,000円
特殊便器	上肢障がい2級以上の者（原則として学齢児以上）	足踏みペダルにて温水温風を出せるもの（住宅	8年	166,320円

		改修を伴うものを除く。)		
火災警報器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の世帯員で、障がい等級2級以上の者又は療育手帳Aの者	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせるもの	8年	15,500円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の世帯員で、障がい等級2級以上の者又は療育手帳Aの者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火するもの	8年	28,700円
電磁調理器	視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の世帯員で、視覚障がい2級以上の者又は療育手帳Aの者	障がい者が容易に使用できるもの	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型	視覚障がい2級以上の者（原則として学齡児以上）	障がい者が容易に使用できるもの	10年	7,000円

	送信機				
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の世帯員で、聴覚障がいの2級以上の者	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上の者で、自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行うもの (原則として3歳以上)	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー	呼吸器機能障がい3級以上の者又は同程度の身体障がい者で、必要と認められるもの(原則として3歳以上)	障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	39,600円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上の者又は同程度の身体障がい者で、必要と認められるもの(原則として3歳以上)	障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	62,040円

ネブライザー・タン吸引器一体型	呼吸器機能障がい3級以上の者又は同程度の身体障がい者で、必要と認められるもの（原則として3歳以上）	障がい者又は介護者が容易に使用できるもの	5年	71,000円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用できるもの	10年	17,000円
視覚障がい者用体温計	視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の世帯員で、視覚障がい2級以上の者（原則として学齡児以上）	障がい者が容易に使用できるもの（音声式）	5年	9,000円
視覚障がい者用体重計	視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の世帯員で、視覚障がい2級以上の者	障がい者が容易に使用できるもの	5年	15,300円
視覚障がい者用音声血圧計	視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の世帯員で、視覚障がい2級以上の者（原	障がい者が容易に使用できるもの（音声式）	5年	9,680円

		則として学齡児以上)			
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	身体障害者手帳3級以上を所持し、人工呼吸器の装着が必要と医師が認めたもの (原則として3歳以上)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者が容易に使用できるもの	5年	77,760円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者又は肢体不自由者で、発声又は発語に著しい障がいのあるもの (原則として学齡児以上)	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用できるもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	視覚又は上肢障がい2級以上の者で、パソコン使用により社会参加が見込まれ周辺機器等を使用しなければ当該パソコンの操作が困難なもの	パソコンを操作する際にその障がいがあるために必要となる周辺機械等	6年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がい2級以上の重度重複障がい	文字等のコンピュータの画面情報を点字等によ	6年	383,500円

	者又は視覚障がい1級の者	り示すことのできるもの		
点字器	視覚障がい2級以上の者（原則として学齢児以上）	標準型 A 32マス1 8行両面書真 鋸板製 B 32マス1 8行両面プラ スチック製	7年	A: 10,780 円 B: 7,350円
		携帯用 A 32マス4 行片面書アル ミニウム製 B 32マス1 2行片面書プ ラスチック製	5年	A: 7,200円 B: 1,650円 価格は点筆を含むものであること。
点字タイプライター	視覚障がい2級以上の者で、就労若しくは就学しているもの又は見込まれるもの	障がい者が容易に使用できるもの	5年	63,100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の者（原則として学齢児以上）	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により	6年	85,000円

		記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者が容易に使用できるもの		
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上の者（原則として学齢児以上）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を音声信号に変換するもので、障がい者が容易に使用できるもの	6年	99,800円
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則として学齢児以上）	画像入力装置を讀みたいものの上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上の者	障がい者が容易に使用できるもの	10年	13,300円
視覚障がい者用地上デジタル	視覚障がい2級以上の者（原則として学齢児以上）	障がい者が容易に使用できるもの	6年	29,000円

ル放送対 応ラジオ				
聴覚障が い者用通 信装置	聴覚障がい者又は 音声機能若しくは 言語機能に著しい 障がいがある者 で、コミュニケー ション、緊急連絡 等の手段として必 要と認められるも の（原則として学 齢児以上）	一般の電話に接 続することがで き、音声の代わ りに、文字等に より通信が可能 な機器で、障が い者が容易に使 用できるもの	5年	71,000円
聴覚障が い者用情 報受信装 置	聴覚障がい者で、 本装置によりテレ ビの視聴が可能に なるもの	字幕及び手話通 訳付きの聴覚障 がい者用番組並 びにテレビ番組 に字幕及び手話 通訳の映像を合 成したものを画 面に出力する機 能を有し、かつ、 災害時の聴覚障 がい者向け緊急 信号を受信する もので、障がい 者が容易に使用 できるもの	6年	88,900円

人工喉頭	音声機能又は言語機能に著しい障がいがある者（埋込型用人工鼻は常時埋込型の人工喉頭を使用している者に限る。）	ゴム等の膜の振動又は、電動版	4年	笛式：5,000円
		を駆動させ音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	電動式：70,100円
		気管孔に取り付けるカセット及び固定用シールで、鼻の機能の代わりをするもの	—	埋込型用人工鼻：23,760円 価格はカセット及び固定用シールを含む月額であること。
人工内耳	聴覚障がい者で人工内耳装置を使用している者	障がい者が容易に使用できるもの	2年	充電電池：42,000円
			—	空気電池：3,000円 月額
			3年	充電器：21,000円
点字図書	視覚障がい者で、主に情報の入手を点字により行うもの	点字により作成された図書	—	一般図書との差額
排泄管理 支援用具	ストーマ用装具	高度の排便機能障がい者で、永久にストーマ用装具を使用するもの	障がい者が容易に使用できるもの	— 蓄便袋：8,858円 蓄尿袋：11,639円 価格は1か所当

				<p>たりの皮膚保護剤及び袋を体に密着させるものを含む月額であること。</p>
	<p>紙おむつ等の用具を必要とする3歳以上の者で、次に掲げるいずれかのもの</p> <p>ア ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない者</p> <p>イ 脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思が困難な者</p> <p>ウ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿</p>	<p>紙おむつ等（脱脂綿・サラシガーゼ・洗腸装具）</p>	—	<p>12,360円月額</p>

		機能障がい又は排便機能障がいのある者 エ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排尿機能障がいのある者			
	収尿器	高度の排尿機能障がいのある者	男性用	1年	7,700円
			女性用	1年	8,500円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）のある者で、その障がい等級3級以上のもの（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上のもの）	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円

注)

- 1 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障がい者用目覚ま

- し時計、聴覚障がい用屋内信号灯を含む。
- 3 ネブライザー又は電気式たん吸引器の給付については、ネブライザー・たん吸引器一体型の耐用年数経過後に行うものとする。
 - 4 ネブライザー・たん吸引器一体型の給付については、ネブライザー又はたん吸引器の耐用年数経過後に行うものとする。
 - 5 人工喉頭埋込型用人工鼻、人工内耳空気電池、ストーマ用装具については、1回の申請で6か月分を給付できることとする。
 - 6 居宅生活動作補助用具については、過去に給付を受けた当該用具に係る費用の合計額が基準額に満たない場合、再申請ができるものとする。この場合において、再申請時の基準額は、20万円から過去に給付を受けた当該用具に係る費用を控除した額とする。